

# 飼い主は犬に愛情と責任を持って

## 登録と狂犬病予防注射 忘れずに



年1回の予防接種は飼い主の義務です

生後九十一日以上の子犬の登録と狂犬病予防接種を次のとおり行います。  
飼い主には、生涯一回の登録と年一回の狂犬病予防接種が義務付けられています。新たに犬を飼い始めるときなどは、登録を忘れずに。また、本年度の注射が済んでいない飼い主へは通知（申請書）を郵送しますので、必ず受けましょう。予防接種には通知が必要です。当日持参してください。

| 犬の登録・狂犬病予防注射 |         |              |
|--------------|---------|--------------|
|              | 日時      | 会場           |
| 10月15日(日)    | 午前9時～正午 | 粕川保健センター     |
|              | 午後1時～4時 | 大胡支所         |
| 10月22日(日)    | 午前9時～正午 | 宮城支所前道路南の駐車場 |
|              |         | 前橋保健センター     |

なお、当日都合の悪い人は動物病院で接種を受けることもできます。費用は動物病院

## 12月3日に 前橋保健センターで 満17歳の犬を表彰

前橋地区長寿犬表彰実行委員会では、今年、満17歳になる飼い犬を長寿犬として表彰します。表彰式は12月3日(日)に前橋保健センターで実施。希望者は申し込んでください。  
対象＝昭和64年（平成元年）生まれで本市に登録され、平成16年度から18年度まで狂犬病予防注射を受けている飼い犬  
申し込み＝10月2日(月)～31日(火)に前橋保健センター ☎223-8844へ

### 女性センターで講座

### 英会話や絵手紙



勤労女性センターでハンゲル体験、海外旅行のための英会話、絵手紙の三つの特別講座を開催します。

お問い合わせを。  
日時・会場 上表のとおり  
費用 登録と注射 一頭六千三百円（注射のみ）同三千三百円  
注意する物 通知（申請書）、新規登録は飼い主の住所・氏名・電話番号・犬の種類・性別・生年・毛色（白・黒・茶・灰・体格（大・中・小）・呼び名を記入したメモ書き  
飼い方はマナー良く  
散歩するときは手シヤベルとビニール袋を用意し、ふんは必ず持ち帰って始末しましょう。  
ペットは愛情を持って飼うとともに、適正な管理・飼育を心掛けてください。  
お問い合わせは前橋保健センター ☎223-8844へ。

## 自然が豊かな嶺公園

# 墓地の区画を先着順で分譲



希望の区画を選んで申し込みを

嶺公園で本年度造成した墓地の分譲を行います。希望する区画を選んで申し込んでください。区画ごとに先着順で

受け付けます。  
対象 ①次のすべてを満たす人  
②本市に住居登録をし未納の遺骨がある ③ほかに墓地を所持していない ④永代使用料などを指定期日までに納付でき

⑤使用許可後三年以内に墓碑を設置できる ⑥申込者が使用する 種別 Ⅱ A型（五・〇平方メートル）和式、八十区画 分譲価格 Ⅱ 三十万円 管理料 Ⅱ 年三千五百円 申し込み Ⅱ 9月24日(日)から午前9時～午後4時（火）埋葬許可書を用意し嶺公園管理事務所（☎269-3838）へ直接

## みんなの資源を考えよう

### 10月は土地月間です

十月は「土地月間」、十月一日は「土地の日」です。土地はわたしたちにとって限られた貴重な資源であり、日常生活や経済活動に欠かせないもの。この機会に土地の大切さを考えましょう。

公共の福祉が優先  
利用方法によって、土地は

周囲に大きな利益や損害を及ぼします。公共の福祉を優先させるため、その取得・処分や利用には制限や負担があります。  
適正で計画的な利用を  
周囲の土地利用の状況や地域の条件に応じて、土地にはさまざまな計画や規制があり

## 不動産鑑定士の相談

日時 10月6日(金)午前10時～午後3時  
会場 市役所1階市民ロビー  
内容 地価評価などの相談  
お問い合わせ 県不動産鑑定士協会 ☎243-3077

## 文京町四丁目の 都市計画の原案

## 閲覧と公聴会

「文京町四丁目土地区画整理事業施行区域の決定」と「都市計画道路の決定・変更」の原案がまとまりましたので、お知らせします。

- 原案の概要
- 区域の決定  
位置 文京町四丁目の一部  
面積 約一六・〇ヘクタール
- 都市計画道路の決定・変更  
下表のとおり
- 原案の閲覧  
九月十九日(火)から十月三日(火)までの執務時間内に、県原案は、県庁都市計画課、前橋土木事務所および市役所都市計画課で、市原案（土地区画整理事業施行区域を含む）は市役所都市計画課で閲覧できます。
- 公聴会  
これらの原案に意見のある人は、公述人として公聴会で

| 都市計画道路の原案 |    |                 |      |             |
|-----------|----|-----------------|------|-------------|
| 原案        | 種別 | 名称(番号)          | 代表幅員 | 延長          |
| 県         | 追加 | 文四北通線(3・4・115号) | 18m  | 約220m       |
|           | 変更 | 城東朝倉線(3・5・55号)  | 15m  | 約530m(変更区間) |
| 市         | 追加 | 天川小南通線(3・5・60号) | 13m  | 約270m(変更区間) |
|           | 追加 | 天大橋線(3・5・114号)  | 14m  | 約510m       |

意見を述べる(ことが)できます。  
日時 10月17日(火)午後7時  
会場 文京町四丁目自治会館  
公述申出書の提出  
住所・氏名・年齢・職業・電話番号・意見の要旨(四百字以内)を書いた「公述申出書」を、十月三日(火)必着までに、県原案については県庁都市計画課へ、市原案については市役所都市計画課へ提出してください。  
公述人の選定  
同じ趣旨の意見が多数あるときなどは人数制限し、知事や市長が公述人を選定します。  
公聴会の傍聴  
傍聴したい人は当日会場へ直接。入場は先着順です。  
お問い合わせは県都市計画課 ☎226-3656、市都市計画課 ☎890-6946へ。